ク　データ点数　400点以上
ケ　掃引モード　単掃引
コ　検波モード　サンプル

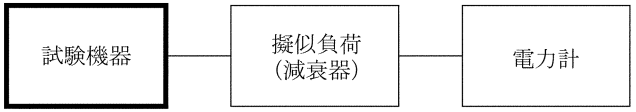
3　試験機器の状態
⑴　試験周波数に設定し、送信する。
⑵　電力制御を最大出力とし、隣接チャネル漏えい電力が最大となる状態に設定する。
⑶　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子ごとに電力制御を最大出力として測定するほか、運用状態で空中線電力の総和が最大となる状態として測定する。

4　測定操作手順
六の項の４に準ずる。

5　試験結果の記載方法
六の項の５に準ずる。

八　空中線電力の偏差

1　測定系統図



2　測定器の条件等
⑴　電力計の型式は、熱電対、サーミスタ等による熱電変換型又はこれらと同等の性能を有するものとする。
⑵　減衰器の減衰量は、電力計に最適動作入力レベルを与えるものとする。

3　試験機器の状態
⑴　試験周波数に設定し、送信する。
⑵　電力制御を最大出力とし、最大出力状態となる変調とする。
⑶　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子ごとに電力制御を最大出力となるように設定する。

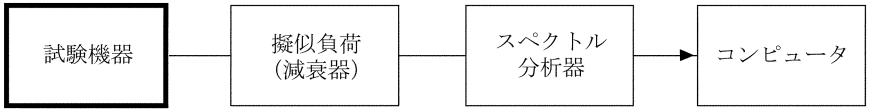
4　測定操作手順
⑴　電力計の零点調整を行う。
⑵　送信する。
⑶　電力計で測定する。
⑷　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子において測定する。

5　試験結果の記載方法
⑴　結果は、空中線電力の絶対値をW単位で、工事設計書に記載される定格の空中線電力に対する偏差を百分率単位で、＋又は－の符号を付けて記載する。
⑵　送信空中線絶対利得の上限が等価等方輻射電力で規定される無線設備の場合は、送信空中線絶対利得も記載する。
⑶　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子での測定値を真数で加算して総和を記載するほか、それぞれの空中線端子の測定値も記載する。
⑷　⑶において、空間多重方式を用いるものにあっては、各空中線端子で測定した値を空中線ごとに記載する。
⑸　⑵において、複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの送信空中線絶対利得を記載する。

6　その他の条件
⑴　測定点は、送受信装置の出力端から空中線給電線の入力端の間のうち定格の空中線電力を規定しているところとする。定格の空中線電力を規定しているところで測定できない場合は、適当な測定端子で測定して換算する。
⑵　複数の空中線端子を有する場合であっても、空中線選択方式のダイバーシティ等で同時に電波を発射しない場合は、同時に電波を発射する空中線端子のみを測定すること。
⑶　３⑶において、空間分割多重方式（アダプティブアレーアンテナ）の場合は、一の空中線電力を最大として測定するほか、空中線電力の総和が最大になる状態に設定し他の空中線端子を測定する。
⑷　複数の空中線を用いる場合の空中線絶対利得は、アダプティブアレーアンテナとして動作させる場合は、空中線の絶対利得を加算（真数で加算）した値を合成した空中線絶対利得として用いる。

九　副次的に発する電波等の限度

1　測定系統図



2　測定器の条件等
⑴　測定対象が低レベルのため擬似負荷（減衰器）の減衰量はなるべく低い値とする。
⑵　副次発射探索時のスペクトル分析器は、次のように設定する。
ア　掃引周波数幅　30MHzから12.75GHzまで
イ　分解能帯域幅　30MHz以上1,000MHz未満：100kHz
1,000MHz以上12.75GHz以下：１MHz
ウ　ビデオ帯域幅　分解能帯域幅と同程度
エ　掃引時間　測定精度が保証される最小時間
オ　Ｙ軸スケール　10dB／Div
カ　データ点数　400点以上
キ　掃引モード　単掃引
ク　検波モード　ポジティブピーク
⑶　副次発射測定時のスペクトル分析器は、次のように設定する。
ア　中心周波数　測定する副次発射周波数
イ　掃引周波数幅　０Hz
ウ　分解能帯域幅　周波数が１GHz未満：100kHz
１GHz以上：１MHz
エ　ビデオ帯域幅　分解能帯域幅と同程度
オ　掃引時間　測定精度が保証される最小時間
カ　Ｙ軸スケール　10dB／Div
キ　データ点数　400点以上
ク　掃引モード　単掃引
ケ　検波モード　サンプル

3　試験機器の状態
試験周波数を連続受信する状態に設定する。